

令和8年度LPガスの事故防止に関する 消費者保安啓発用ポスター募集要綱

1 趣 旨

県民がLPガスの使用に際して、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識を持つことは、LPガスによる事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるために大切なことです。

県では、毎年10月の「LPガス消費者保安月間」に、消費者を対象としたLPガスの保安に関する各種啓発行事等を行っております。

その一環として、県内の小学生及び中学生から消費者保安啓発用ポスターを募集し、LPガスの事故防止に関する啓発を図ろうとするものです。

2 主 催 千葉県

3 協 賛 公益社団法人千葉県LPガス協会

4 テ ー マ LPガスの消費者事故防止について

5 応募資格 千葉県内の小学校、中学校等の児童生徒

6 応募条件（原則として条件に外れた作品は採用しない。）

(1) 用紙は、B3、A2又は四つ切サイズとする。

(2) 中学生については、LPガスの事故防止に関する適切な字句等を必ず1つ以上作品の中に入れること。なお、小学生については、字句の記載は必須ではない。

また、誤字脱字があると採用しない場合があるため、十分注意すること。

(適切な字句の例)

- ・ガス機器を使う時は換気に気を付けましょう。（ガスききをつかうときはかんききをつけましょう）
- ・一酸化炭素中毒事故防止（いっさんかたんそちゅうどくじこぼうし）
- ・CO中毒事故防止（シーオーちゅうどくじこぼうし）
- ・毎月10日は消費者保安デー（まいつき10かはしょうひしゃほあんでー）
- ・LPガス事故防止（エルピーガスじこぼうし）
- ・液化石油ガス事故防止（えきかせきゆがすじこぼうし）
- ・ガス漏れ警報器（ガスもれけいほうき）
- ・安全器具（あんぜんきぐ）
- ・不完全燃焼防止装置（ふかんぜんねんしょうぼうしそうち）

(3) 間違いやすい字句、表現に十分注意すること。

(例)

- ・ガスコンロの炎の色 ×赤っぽい炎 → ○青い炎（赤い炎は不完全燃焼のため）

15 掲載及び掲示等

入賞作品は10月下旬から1週間程度、千葉県庁舎で掲示する。

また、入賞作品は県ホームページ、県民だより、協賛団体の会報誌等に掲載することがある。

16 個人情報について

応募者氏名、学校名等については、名簿の作成や表彰等のコンクール業務に必要な範囲内でのみ利用する。

17 応募作品の帰属及び諸権利

(1) 応募作品は返却しない。

(2) 応募作品の著作権など一切の権利は主催者（千葉県）に帰属するものとする。